

部活動の在り方に関する方針

河原学園未来高等学校

1 はじめに

本方針は、愛媛県及び愛媛県教育委員会が平成30年6月に策定した「愛媛県の運動部活動の在り方に関する方針」及び平成31年3月に策定した「愛媛県の文化部活動の在り方に関する方針」に則り、生徒の健全な成長や教師の業務負担の軽減に資するために定めるものである。

2 適切な運営のための体勢整備

- (1) 部顧問は年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び参加大会日等）を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、部活動の在り方に関する方針及び各部の活動計画等を生徒・保護者に公表する。
- (3) 校長は、部活動の観察や部活動顧問との面談を定期的に行い、各部の活動内容を把握した上で指導・是正を行う。

3 基本方針

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、人間形成に極めて効果的な活動であるから、学校の教育目標に基づき、計画的に実施する。
- (2) 全教職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく。
- (3) 校長及び部顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されない。

4 適切な休養日及び活動時間の設定

- (1) 学期中は週当たり2日以上を休養日とする。また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (2) 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度を原則とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (3) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (4) 定期考査前・考査中は、原則として部活動の練習・練習試合・大会参加は行わない。ただし、特別な事情がある場合には、校長の許可を得て1時間以内の活動を行うことができる。

5 熱中症事故防止

熱中症事故防止の観点から、気象庁や環境省の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を行う。自然災害等の被害防止も含め、生徒の安全に配慮して活動の中止や活動時間の変更など、柔軟に対応する。

6 地域との連携と大会・試合の精査

- (1) 校長は、地域の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協同・融合した形での地域におけるスポーツや芸術文化活動等のための環境整備に努める。
- (2) 校長は、各運動部が参加する大会等の把握に努め、生徒の教育上の意義や生徒や運動部顧問の負担が過度にならないことを配慮して、参加する大会等を精査する。